

第9回相良村議会12月定例会会議録

令和6年12月12日（木）開会

（第3号）

相 良 村 議 会

令和6年第9回相良村議会定例会（第3号）

令和6年12月12日

午前10時00分開会

於 会議場

1. 議事日程

日程第1 委員会審査の結果報告

総務文教常任委員長報告

議案第61号から議案第64号、議案第66号及び議案第72号

産業福祉常任委員長報告

議案第56号から議案第60号、議案第65号及び議案第67号

から議案第71号

（質疑・討論・採決）

日程第2 発委第2号 相良村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（質疑・討論・採決）

日程第3 議員派遣の件

日程第4 閉会中の継続調査申し出の件

（議会運営委員会・常任委員会・特別委員会）

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。（10名）

村 長 吉 松 啓 一 君	保健福祉課長 平 川 千 春 君
教 育 長 中 村 和 弘 君	建 設 課 長 大 土 手 寛 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	教 育 課 長 出 合 宏 光 君
会 計 管 理 者 渋谷 美佐江 君	農林振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長 平 田 智 博 君	企画商工課長 佐 竹 淑 子 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 和田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 委員会審査の結果報告

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第 1、去る 10 日の本会議におきまして、常任委員会に付託しました、議案第 56 号、相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、議案第 72 号、権利の放棄についてまで、常任委員会から審査経過並びに結果の報告がなされております。これを議題とします。ただいまから、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を求めます。高岡総務文教常任委員長。

{「はい、議長。」と、総務文教常任委員長。}

○総務文教常任委員長(高岡重盛君) 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員長、報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 61 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 62 号、相良村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 63 号、相良村総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 64 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 66 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 5 号及び議案第 72 号、権利の放棄についての 6 件でございます。10 日の連合審査及び常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 61 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、刑法等の一部を改正する法律及び刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律が公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることにより、懲役及び禁錮が統合され、拘禁刑が創設されることに伴う一部改正であり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 62 号、相良村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定については、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行により、相良村空家等対策協議会設置に関する条が変更されたことによる一部改正であり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 63 号、相良村総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定については、相良村課設置条例が一部改正されたことに伴い、関係する条例に規定される所管課を変更するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 64 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び熊本県人事

委員会勧告に準じ、期末手当及び勤勉手当の支給率並びに給料表を改正するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 66 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 5 号については、必要な予算として、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 72 号、権利の放棄については、旧生涯学習センター施設及び土地に関する村有財産賃貸借契約について、平成 30 年 12 月 16 日から令和 5 年 12 月 15 日までの貸付期間のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設等を使用できなかった期間の貸付料を放棄するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定とおりに賛同賜りますよう、よろしくお願いして、総務文教常任委員長の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(黒木正照君) 次に、中村産業福祉常任委員長。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

○産業福祉常任委員長(中村重道君) おはようございます。産業福祉常任委員長、報告いたします。産業福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果につきまして、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 56 号、相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第 57 号、相良村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、議案第 58 号、相良村農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、議案第 59 号、相良村農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、議案第 60 号、相良村簡易水道及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第 65 号、相良村鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 67 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号、議案第 68 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 3 号、議案第 69 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 4 号、議案第 70 号、令和 6 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 2 号及び議案第 71 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号の 11 件でございます。10 日の連合審査及び常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 56 号、相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、議案第 60 号、相良村簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、簡易水道事業及び農業集落排水事業について、地方公営企業法を適用し、適切な運営を図ること及び財務規定等を適用することに伴い、関係条例を整備するものであり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 65 号、相良村鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、被保険者証が廃止されること及び受療券の交付申

請方法を簡素化するため一部改正を行うものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 67 号から議案第 71 号の令和 6 年度各特別会計の補正予算については、必要な予算として、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますよう、よろしくお願いして、産業福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長(黒木正照君) 以上で委員長の報告を終わります。これから委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「すべての項目ですね。」と、8 番議員。}

はい。

{「反対。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

{「はい。」と、8 番議員。}

○8 番(小善満子君) 私は、今、提案された議案第 72 号、権利の放棄について、その権利の放棄の内容が、1 番、2 番、3 番、4 番とずっと構えておりますが、5 番の放棄の理由、建物及び土地の貸付料、その期間が令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間、貸付期間中において新型コロナウイルスが蔓延し、緊急事態宣言が発令されるなど、借受人の責めに帰さない理由により施設等を使用できなかったためというような理由がありますが、この会社につきましては、令和 2 年 4 月 1 日以前から休眠状態で、ずっとあの会社は経営して、使用しておりませんでした。その施設についても利用されていないのに、何でコロナウイルスが蔓延したためということで、その期間を権利の理由という期間に入れなくちゃいけないかということで、私はこのことについては反対いたします。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。次に原案に反対者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。この採決は起立によって行います。



○議長(黒木正照君) はじめに、議案第 56 号、相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 56 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 56 号は委員長の報告のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、議案第 57 号、相良村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案

第 57 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 57 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 58 号、相良村農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 58 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 58 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 59 号、相良村農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 59 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 59 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 60 号、相良村簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 60 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 60 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 61 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 61 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 61 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 62 号、相良村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 62 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 62 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○
○議長(黒木正照君) 次に、議案第 63 号、相良村総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 63 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 63 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 64 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 64 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 64 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 65 号、相良村鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 65 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 65 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 66 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 5 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 66 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 66 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 67 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 67 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 67 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 68 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 3 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 68 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 68 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 69 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 4 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 69 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 69 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 70 号、令和 6 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 70 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 70 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 71 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 71 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 71 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 72 号、権利の放棄についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 72 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 72 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、発委第 2 号、相良村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。高岡議会運営委員長。

{「はい、議長。」と、高岡議会運営委員長。}

○議会運営委員長(高岡重盛君) 発委第 2 号、相良村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律が公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、相良村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定に基づき提出するものです。各議員にお

かれましては、相良村議会議員条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発委第2号、相良村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。発委第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。



日程第3 議員派遣の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第3、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第128条の規定に基づき、配布しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。



日程第4 閉会中の継続調査申出の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第4、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会及び川辺川ダム治水対策特別委員会の各委員長から、委員会において、所掌事務及び所管事務の調査について、会議規則第74条の規定により、配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。ただいま議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理については議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。令和6年第9回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午前10時28分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員